

ねっと 群文協

2017.9.29

目次

講演録「地域史料をいかに残すか-保存環境と史料レスキュー活動-」… 1~6	地域史料保存活用の手引き②について…………… 7~8
平成29年度「群文協」総会の概要 …………… 6~7	編集後記…………… 8

平成29年3月17日に、群馬県立文書館を会場に「平成28年度 文書（地域史料）等保存活用研修会」が開催されました。その概要を講演録としてまとめましたので、ご報告致します。

平成28年度

講演録「地域史料をいかに残すか-保存環境と史料レスキュー活動-」

大学共同利用機関法人 人間文化研究機構国文学研究資料館 准教授 青木 睦 氏

はじめに

今回は日本全国全体でどのような公文書・地域史料のレスキュー活動が行われているのか群馬県立文書館が係わった事例も含めて、ぜひみなさんに知っていただこうと考えています。



私は現在、イタリアで起きた大地震の調査を実施しています。地震により被害を受けた木造建築の古い都市は、歴史的な建造物だからといっても、再建が難しいとのこと。その要因は、地域の「過疎化」です。日本でも同様の問題を抱えています。イタリアの公文書館の方も「アーカイブズこそが地域の歴史を紐解く原点」とおっしゃっていましたが、まさに地域史料の保存について、世界規模で問題となっています。

史料レスキュー活動については、みなさんのような博物館・図書館・自治体の職員等の専門職の方々のみの参加ですと、地域におけるアーカイブ

ズの役割を社会全体に伝えにくい現状があります。やはり、地域の方やボランティアの方々と、一緒にレスキューをしていくことが重要となるかと思えます。そのような場をどう構築していくか、私達専門職が、一般の方々と共に地域のアーカイブズ保存を考え、実践していくということについて、現在トヨタ財団の研究プログラムで考えているところです。また、地域社会還元型の公文書活用としては、公文書がどのように自治体の中で管理されるのか。また、公文書管理法に則った保存と公開、地域住民への公文書公開といったものを進めていく上で、どのようなシステムが必要となるかということも併せて研究しています。これらの様々な研究の中で、いろいろわかってきたことを今回皆さんにお伝えしたいと考えています。

災害とその対応

災害が「起きるのか」、「起きないのか」ではなく、「今起きたら、どうするのか」という言葉の「今」を自覚させられる昨今であります。しっかりとした日常管理と防災計画の策定、発災時緊急対応が重要だと思います。

群馬県は昔、浅間山の噴火などがありましたが、首都直下型や南海トラフに例をみるような大きな地震は少ないようで、それほど大きな地震被害のない地域かと思います。しかし、そのような地域だからこそ、「今、地震が起きたらどうするか。」ということを考えなくてはならないと思います。また、それを自覚するという事が非常に重要であります。群馬県では、県内の災害対策ネットワークを構築しようという話があるそうです。群馬県内で災害が起きた時だけではなく、たくさんの人たちが活躍する首都圏で地震が起きた時には、是非助けに来て頂きたいと思います。

私たち国文研の収蔵庫は立川断層がある東京都立川市にあります。たとえ地震が起きても、放っておいて大丈夫な作りにおきました。自らが保存管理している収蔵史料の守り方として、災害が起きた時でも何もせずにその場に置いておいても大丈夫なようにしておくということです。また、事前にそのような状態を作っておくことがいかに重要であるかということです。

史料レスキューから

今まで私が関わってきた、史料レスキュー活動について振り返ってみたいと思います。

まずは、1992年12月の事です。埼玉県草加市で起きた火災時に、水損した個人所蔵史料の救助として冷凍を行いました。その後、真空凍結乾燥により処置するなど、アーカイブズの保存を行ってきました。

1995年の阪神淡路大震災の2カ月前に、国際アーカイブズ評議会（ICA）の防災委員会メンバーの来日を機に、「災害から記録史料を守る－世界からの報告－」をテーマとした研究集会在開催されました。そこでの防災委員会委員長のお話が、私たちの防災意識啓発の原点となりました。そのお話は、1966年にイタリアのフィレンツェで発生した洪水により、イタリアの収蔵品が多量なる被害を受けた時のことについてでした。世界中の修復家による史料レスキューを取り上げて、ことわざを例に「悪いことが起こる時はたいいそこから何か良いことも生じるものだ。」と話をしました。世界中の修復家が、フィレンツェの洪水被害の復旧作業から、様々な技術について多くの経験を得ることができ、博物館なども防災対策の意識を持つ契機となったことが、まさに「良いこと」だと感じました。

それからすぐ、阪神淡路の震災が起きました。

私は関東地区の文書館関係者の方に「現地へ行きましょう」と声をかけました。群馬県の方も現地に来て下さいました。私は神戸市役所の災害状況を見て、地域住民の記録というのは公文書の中にたくさんあると感じました。そういったことから、公文書をきちんと保存していかなければいけない、また公開していかなければいけないと思いました。しかし、現用の文書が災害の被害に遭っても、それをレスキューするという体制が当時はありませんでした。現用文書がない（使えない）ということになると、行政が行う避難者への救援対応など、様々な場所での行政サービスが止まってしまう恐れがあります。そういった問題点が、この阪神淡路の震災時にはあったということを知っていただきたいと思います。

東日本大震災時は、釜石市だけではなく陸前高田の史料レスキューも行いました。防災対策ネットワークが群馬県にもできましたら、連携を取り合ってこの時のような活動ができればと考えています。また、どのようなことを連携していくかということ、ぜひこの群文協でも考えていただければと思います。

災害対策の基本

災害対策は、災害が起きた場合の史料被害を最小限にすることを第1の目標とします。その基本として、日常のしっかりとした保存管理こそ、優れた危機管理だと考えます。史料の保存方法や棚の固定、温湿度や空気循環の観察など、日常行うべき基本的な事を適切に行っていれば、それこそが優れた危機管理になっているということです。

また、災害の対策として次の6つのポイントをしっかりと行っておいていただきたいと思います。

1つめは、「被災時の救助対象となる資料の目録と所在を明確にする」ということです。これは、地域史料だけではなく公文書にも同じ事が言えます。どこの場所にどのような資料があるのか、把握していることが重要です。

2つめのポイントは、「史料の救助評価」をしておくことです。史料は写真やネガであったり、映像であったり、墨で書かれた文書であったりします。素材ごとの優先順位の評価かできているかどうか重要となります。水害などに弱い素材のものは、いち早く対応しなくてはなりません。

3つめのポイントは、「最優先保存を要する資料の選別を、日頃からしておく」ことです。資料を平等

に扱いたいという思いはありますが、災害時には優先するものと置いておいても大丈夫なものを考えるなど、苦渋の選択をしなくてはならない場合もあります。前もって現物保存の優位性を考えておくことが大切です。

4つめのポイントは、「選択評価」というものです。これは災害時、資料に被害があった場合、買い直す等の代替が可能かどうか、代替不能の場合は保存処置をどうするのかということです。各保存施設等の実態に即した考えが必要となります。

5つめのポイントは、「発生場所として想定される被災場所はどこか」です。施設内で各種の配管がどこを通っているか等を把握することで、被災する場所がある程度特定できます。被災場所がどこで、どこから救助するのか前もって考えることができます。

6つめのポイントは、「配架リスト（図面）への資料情報の記入」です。資料配置の情報を、一人（担当）しか知らないというのはよくありません。どこに何があるかは、誰もが知ってなくてはいけないことなので、共有しておくことが大事です。この配架リストは、建物の中だけのことではありません。県や地域全体を考えた場合、地域にある資料の所在や、市町村にある重要公文書や資料の所在など、他の施設のことでも地域全体でお互いを知っておくことが重要となります。

東日本大震災におけるレスキュー態勢（被災文化財等救援委員会）

東日本大震災におけるレスキュー態勢として、被災文化財等救援委員会があります。これは、文化庁の要請により平成23年に文化財・美術関係諸団体等（全史料協や人間文化研究機構も含む）が結集して立ちあげた委員会です。そして、岩手・宮城・福島・茨城の各県内の被災博物館や資料館等でも、文化財の救援にあたってきました。

被災文化財等救援委員会には、私の所属する人間文化研究機構も参加しています。ですので、私も東日本大震災の時は、仕事（研究業務も兼ねた）としてレスキュー活動を行いました。それまでは、このような形でレスキュー活動を行うことはできませんでしたが、被災文化財等救援委員会があることで、業務として位置づけられることになりました。

群馬県でも防災対策ネットワークができれば、この委員会のネットワークと繋がっていくと考えます。もし、群馬県で災害が起きた場合、文化庁や委員会

に救援要請を出せば、委員会のレスキュー態勢に群馬県のネットワークを位置づけることができます。レスキュー態勢の中に位置づけられれば、様々な救援資材や人材も届けやすくなります。現在、このような組織ができているということ、ぜひ知っておいていただきたいと思います。全国の防災対策ネットワーク（資料ネット）を見てみると、阪神淡路大震災の時に神戸大学を中心に立ちあげた兵庫県の歴史資料ネットワークが最初にあり、東日本大震災の時には宮城資料ネットワークが活躍しました。また、近年では熊本県にもネットワークができました。このような地域のネットワークが、被災時に被災文化財等救援委員会と協力することで、組織として連携がしやすくなります。

基礎自治体にある公文書（組織アーカイブズ）や民間アーカイブズを救うためには、1つの自治体や地域だけではなく、多くの研究機関や外部団体と繋がっていく必要があります。

その資料を救う時に一番必要となるのは、「被災資料を受け入れる施設」です。東日本大震災の時は、陸前高田の資料をどこへ持って行くかが問題となりました。また「緊急被災資料の指定」も必要となります。常時においても、資料の文化財としての指定を行っているとは思いますが、被災時には緊急時であることを考慮して被災資料を指定する方法もあります。この指定の仕方を、規程の中でしっかりと作っておくことも大事です。

救助組織の在り方について

被災資料の救援はその計画も重要ですが、レスキュー活動を円滑に進めていくため、様々な活動の調整を行う救助組織も大切となります。レスキュー活動には、この救助組織をはじめとして、人材や資金、資材、協力先との連携と5つの要素が重要となることを覚えておいていただきたい。そして、災害の現場をトレーニングの場面として、みなさんと活動をしていくことも非常に重要となります。釜石市のレスキューの時には、群馬県からも参加していただきました。釜石市の現場にて、一緒にトレーニングをすることが、女川町のレスキューを進める上で、ヒントや基盤を覚えてもらうことになりました。レスキューを進めていくには、現場でのトレーニングが大事であることも覚えておいていただきたいと思います。

東日本大震災のレスキューにおいて、公文書のレスキューに関してはとてもスピーディーに活動する

ことができました。それは、阪神淡路大震災の時に神戸市水道局で、ライフライン復旧のための図面が被災し、見つけられなかったことから、誰かが行政文書の救助・復旧をしなくてはならないのだと、行政文書レスキューの重大性を痛感したことも要因です。東日本大震災では、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、陸前高田市、女川町と、各自治体との連携の中で活動を行いました。その中で群馬県は、陸前高田と女川町などの地域を回られて、その活動をレポートにまとめられていました。

逡巡（しゅんじゅん）や躊躇（ちゅうちよ）という言葉がありますが、そういうことでは人は助けられないと思います。けがをしている人がいれば、助けを求められなくても助けてあげると思います。しかし、公文書などの資料は、持ち主が助けを求めないと、手をさしのべることが難しい場合があります。また、亡くなった方がいたり、人命が優先されたりする中での資料レスキューですが、悲しみに暮れ、困った状態にある人々にとって、後々必要とするものであると伝え救助することは、外部の人間でなくてはできないと思います。優しい気持ちで被災地を見るといことも重要ですが、冷静な目で被災地と寄り添うことも必要だと考えています。

国立公文書館でも9月12日には予算が付いて、修復の支援や研修ができるようになりました。まさに東日本大震災は、アーカイブズ界において、大きな一歩を踏み出した時であります。これらの活動を「被災した組織アーカイブズの消滅と救助・復旧に関する検証」と題しまとめました。国文学研究資料館ホームページの「学術情報リポジトリ」からダウンロードできますので、興味をお持ちの方はぜひ読んでみてください。

釜石市の事例

釜石市の市役所は、正面玄関付近が津波による瓦礫で埋もれており、これらを取り除かないと降りていくことができない状況でありましたが、4月下旬頃には取り除かれました。7月頃には地下の文書庫より文書運び、乾燥作業を行いました。当初は文書をフラットな状態で乾燥させることを考えましたが、文書を置くスペースの問題がありました。そこで、イギリスでの図書レスキューの乾燥事例をもとに、文書を立てた状態にして、ページとページの隙間に風が通るように配置しました。乾燥させる文書を置く部屋の、窓と窓の位置を確認し、風が通る方向に文書を並べる事も重要でしたが、この時はその

セオリー通りにできませんでした。こういった文書の置き方や一つ一つの細かな判断は、各現場のリーダーによって行われます。その一つ一つの判断を、最終段階で有効であったかまたはそうでなかったのか、次のために検証していくことも大切です。

その後、乾燥等が行われた文書は、旧橋野小学校の体育館へ移動されました。乾燥・クリーニング・再編綴した文書は、役所の各係により活用されはじめます。市が公文書管理法の趣旨に則って、半現用・非現用の文書をどう管理し、情報公開及び歴史的公文書の公開をどう行うか、しっかりとしたシステムをつくってくれば問題はない状況かと思えます。しかし、まだそこまでは難しい状況にあるようです。これは岩手県だけでなく宮城県でも同じだと思います。これからは、その部分をしっかりと考えていくことが必要です。

釜石市での文書保存箱

釜石市では文書管理用に、身と蓋を併せる形の組立型段ボール箱を購入してもらいました。アーカイブズとして、適正な保存環境の中で使用する場合は、段ボールより中性紙箱が保存によいと思えます。しかし、水損にあった文書など、湿気が多い場所で使用するには、湿気を吸着しにくい傾向にある酸性紙の段ボールの方がよい場合があります。また、高価な中性紙の箱より、安価な段ボール箱の方が、容易に取替等が可能であります。使用する材質なども、各現場の置かれた状況をよく把握して選ぶことが大切です。

保存環境については、体育館でも教室でも同様で、直射日光を入れないために暗幕を張ることや、通風をよくするために床に直置きをしない事などが挙げられます。床に直接置かないために、棚の設置が考えられるかと思いますが、棚を固定して文書を配架してしまうと、文書を移動させることが容易ではありません。永年文書のように置き場所が決まるものなら問題はありませんが、現用・半現用の文書はその後の廃棄や移動も考えられます。そこで実験的ではありますが、スーパーなどのお店で使う「かご台車」を活用し、段ボールに入れた文書を保存年限毎にまとめました。

公文書レスキューの課題

本来、公文書は、作成部局（原課）から中間保管庫（半現用文書）へ、そして文書館・公文書館（非

現用文書)へととなります。釜石市の場合、廃校になった中学校があり、そういった校舎の空き教室を半現用文書の間保管庫として活用していました。しかし、非現用文書を保管する文書館・公文書館までできていません。やはり、歴史的な文書の選別と保存、公開と利用がとても重要であるということと、災害が起こった場合、どの文書を歴史的公文書として残すかという問題が出てくることを覚えておいていただきたいと思います。

また、防災対策ネットワークの構築を考える場合は、被災規模ごとに救助方法を考える必要があります。救助方法やレスキュー態勢には、自分の施設など単独で対応するものや、単一機関に協力を要請するもの、周辺地域に協力要請するものなどがあります。これら、救助方法やレスキュー態勢は、軽災害・重災害・激甚災害・広域災害などの災害規模によって異なります。

また、どうして公文書が即レスキューできないかということについて、実際に公文書レスキューに取り組む中でわかったことがあります。まず1つは、自治体の文書に対する意識の低さがあるかだと思います。これは、文書が「地域住民の記録」であるという意識が低いのです。また、常総市の災害の場合ですが、市役所が1m水没するというハザードマップができていました。結果としてハザードマップどおり、1mの水が来ました。ハザードマップにあったのに文書が水損してしまったことで、救助要請がしにくい心情があったようです。つまり、効果的でなかった防災対策があると、積極的に外に助けを求められない状況に繋がるのだと思います。また、行政の担当職員は全て、被災住民対応が最優先なので、それぞれの公文書のことは後回しになってしまうということも問題点としてあります。クラウド化やバックアップしていないなど、中途半端な電子化によるデータ管理も、原因の1つに挙げられます。最後に、文書利用の請求に対する迅速な対応というサービス精神が、行政職員に欠如していることも、原因であると考えます。

近年の保存にとって重要な“D”

近年の保存にとって重要な“D”とは、Digitalization (デジタル化) です。資料をデジタル化していくことによって、「いつでも、どこでも、だれでも、自由に」原資料の情報を画像等で閲覧、印刷、ダウンロードすることが可能となります。そして、幅広い情報共有、連携を可能とし

ます。また、オリジナル (原資料) の保存と利用のバランスをとることができます。しかし、紙での複製やマイクロフィルムでの複製などがなく、デジタル化された資料だけでは難しい面もあります。このような、オリジナル (原資料)・デジタル化 (資源情報化メディア電子媒体)・紙やマイクロフィルム (資源情報化物理的媒体) による複数媒体による保存は、図書館などの世界でハイブリット保存と呼ばれています。最終的にオリジナル (原資料) をしっかりと残すことが大切であり、オリジナルはDisaster (災害) に強い (→保存対策がしっかりとされている) ということがとても重要となります。この“D”については、安江明夫「アーカイブズ保存の考え方・進め方」(全史料協近畿部会第109回例会20110210) が参考資料となります。

公文書館の防災を考えるための施設別基礎シート

このシートは『文書館の防災を考える』(小川雄二郎 岩田書院 2002.8) の中でも紹介されています。自分達の所の災害履歴などを、どのようなポイントで見ていけばいいのか、また防災計画や防災管理規程の策定と見直しについてなど、それらを点検するのにとてもわかりやすいシートになっています。ぜひ一度本を読んで、シートを確認していただければと思います。

熊本県天草市の大洪水被災 (乾燥の基本手順)

遠野市や大槌町役場の震災の状況、常総市の浸水状況などについてスライドで紹介してきましたが、熊本県天草市でも大洪水により文書が被災した事例があります。ここでも、被災度のランクにより救助順位をA (良好)・B (一部水損)・C (完全水損) として、乾燥を行いました。乾燥の基本対応はその状態に応じて、自然乾燥→送風乾燥→低温除湿乾燥→真空凍結乾燥となります。やはり完全な水損文書は、早期に冷凍すればもっともよい復元状態にすることができます。乾燥一つにしてもこれだけの選択肢があるということを、ぜひ知っておいていただきたいと思います。

おわりに

資料保存の過去を振り返ってみると、私が勤める国文学研究資料館の前身である文部省史料館の役割は大きかったと感じています。戦後期に人が古文書

を忘れた時、保存管理を鋭意に努められない時、過去の記録がなおざりになった時、そのような時であっても、きちんと管理をしていけば後々にもしっかり資料が残せるということを取り組んできました。そういう意味でも、今まで行ってきた活動を今後も続ける必要があります。

地域のアーカイブズでも、所在データをきちんと管理するということが重要となります。群馬県のみなさんは、県内で所在調査したものをもう一度見直し、どこにどのような資料があるのか、どのような状態であるのか、確認をしていく必要があります。そして、アーカイブズの世界でも、それぞれの団体が連携していく必要があると思いますし、様々なアーカイブズ関係機関が手を繋いでいくということがとても重要だと思っています。

講演終了後の質疑・応答

Q1 藤岡市

資料の整理の仕方についての質問ですが、コピー用紙やはがきなどの資料整理で、一般のコピー用紙を挟み込んでの整理でも大丈夫でしょうか。

A1

現在は民間所在の資料保存でも、資料全ての包材を資材として購入することは難しいかと思います。そこで、長い保存計画の中で、まずはコピー用紙（再生中性紙）で作られたものを使用し、次のある段階まで来たら、次のレベルの物（再生中性紙→ピュアガードなど）に必ず入れ替えるということが必要です。コピー用紙（再生中性紙）でよいということではありませんので、コピー用紙（再生中性紙）を使うことは、それで保存対策が終わりということではなく、長い保存計画の1つの段階と考えて下さい。

Q2 富岡市

富岡市は、7月に新庁舎への引っ越しを控えており、文化財保護課でも永年文書など大量にある資料を整理しているところです。その中には、古い写真やアルバムの中で茶色に変色している写真などもたくさんあります。そういった資料を、これから保存していくのにどうしたらよいか、そのようなノウハウがまとめられているもので、青木先生おすすめのものがありませんでしょうか。

A2

アルバムの中から写真を外してなど、個々の具体

的なことは難しいのですが、『防ぐ技術・治す技術』（日本図書館協会資料保存委員会2005.3）に、具体的なことが書かれていると思いますので、参考にいただければと思います。また、保存計画の重要性を考えた場合、本日お配りした資料中の『保存計画における具体的保存対策フローチャート』が参考になります。全体の総量の中から計画をきちんと立てていくことが重要であり、このフローチャートを基準にしながら、今できていることとできていないことの洗い出しをして下さい。その後、何をやっていくかを考えていくなど、ステップアップしていただきたいと思います。保存計画の立て方については、『記録史料—アーカイブズの保存と修復』（アグネ技術センター出版1995）の中でわかりやすくまとめられています。また『アーカイブ辞典』（大阪大学出版会）も、保存技術の紹介がされています。『史料保存の調査と計画』（日本図書館協会）も、具体的な計画について書かれています。ぜひ、参考にしてみてください。

平成29年度「群文協」総会の概要

平成29年度総会及び説明会が、5月26日（金）午後1時30分より、群馬県立文書館で開催されました。

総会には、36区市町村会員のうち19区市町村から32名が出席しました。以下、当日の概要について報告いたします。

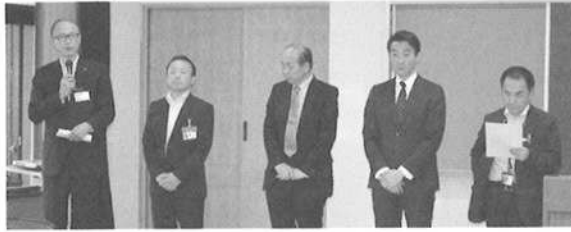
平成29年度総会議事

- 第1号議案 平成28年度事業報告
- 第2号議案 平成28年度決算報告・監査報告
- 第3号議案 平成29年度役員改選
- 第4号議案 平成29年度事業計画（案）
- 第5号議案 平成29年度会費・予算（案）

議事は、第1号議案から第5号議案までを事務局員が説明し、すべて満場一致で承認されました。

この結果、今年度の役員体制は、下記の名簿のとおりとなりました。

議事終了後、新役員の自己紹介があり、総会は終了いたしました。



総会（新役員自己紹介）

平成29年度の事業計画

- 総会、説明会の開催（年1回、5月26日）
- 理事会の開催（年2回）
- 研修会
 - ・公文書等保存専門講座（11月中旬）
 - ・地域史料等保存活用研修会（1月下旬）
- 群文協作成資料のホームページの更新
- 「地域史料保存活用の手引き③」の作成
- 会報ねっと群文協発行（39号・40号）
- 調査研究

総会終了後、群文協事務局より、群文協作成資料についての説明会が行われました。説明会では、平成28年度策定の『地域史料保存活用の手引き②』についての紹介・説明も行われました。群文協会員の皆様へ、『地域史料保存活用の手引き』を周知するため、以下その作成経緯等を含めましてご紹介致します。

平成29年度の役員

会 長	群馬県立文書館長	栗原 紀喜
副会長	前橋市総務部行政管理課長	藤井 一幸
	高崎市総務部企画調整課長	太田 直樹
	太田市総務部参事	荒木 清
理 事	桐生市総務部情報管理課長	市川 邦夫
	沼田市総務部総務課長	川方 一巳
	神流町総務課長	黒田 幸男
	玉村町総務課長	萩原 正人
	長野原町総務課長	唐沢 健志
監 事	中之条町総務課長	鈴木 幸一
	川場村総務課長	千木良澄夫

平成29年度の予算

【収入の部】

会 費	229,200円	県・市町村負担分
雑収入	868円	繰越金
計	230,068円	

【支出の部】

会議費	0円	
事業費	200,000円	講演会、研修会、会報
事務費	25,068円	事務用品、通信費等
予備費	5,000円	
計	230,068円	

平成28年度策定

『地域史料保存活用の手引き②』

—収集・施設保存・防災編—について

群文協事務局 武藤 桂

県内各地に伝存した個人所蔵の古文書などの地域史料は現在、生活の変化によって散逸・消失の危機の只中にあります。群馬県では昭和49年度から平成3年度に実施された『群馬県史』刊行に伴う史料所在調査の後、公的機関による本格的な地域史料調査などは、幾つかの市町村を除けば、決して充分とはいえません。また、平成25年度実施の群文協による自治体対象のアンケートからは、史料を取り扱う知識やノウハウを持つ人材の不足を中心に、地域史料を取り巻く深刻な現状が浮き彫りになりました。

そこで、群文協として平成27年度から始めたのが『地域史料保存活用の手引き』策定事業です。初年度は『地域史料保存活用の手引き① —所在確認・調査・自宅保存編—』、翌28年度は本文の題にある②を作成しました。①は第37号で取り上げられていますので、本稿では②についてご報告します。

まず、作成の過程ですが、5月に平成28年度手引き検討委員を県内の全自治体から募ったところ、

20自治体21名の職員の方が就任してくださいました。検討委員会は7月、9月、11月、12月、2月に計5回開催され、毎回約2時間半ほど、事務局案に対しての熱心な協議がなされました。また、メールも併用して案を練り直し、2月には地域史料に詳しい群馬県立文書館の文書調査員18名に諮問を依頼して、実際の現場で古文書の取扱いに習熟していない職員の助けとなる手引きを目指しました。

委員会以外にも、手引きの質を高める事業を行いました。一つは本号の別欄でご報告している「文書(地域史料)等保存活用研修会」です。国文学研究資料館の青木睦氏により、②の内容に直結しているご講演を頂いて幅広い知見を得ることができました。また、群馬県立文書館の事業として、検討委員会の開催日の午前中に、検討委員の勉強会となる「古文書取扱い研修会」を初めて開催しました。内容はくずし字の読み方をはじめ、古文書調査や装備の方法、目録作成やデータ保存、簡単な補修の方法、被災文書の扱い方などに渡り、できる限り実習を取り入れて、知識と技法の習得を図りました。

次に、②の内容ですが、項目を幾つかご紹介します(【 】は大項目)。【保存場所と環境(公共施設における保存)】:最低限必要な保管場所の条件、史料の劣化を防ぐ手立て、薬品に頼らない殺虫・防カビ、史料の整理・保管方法、【史料の収集】:現地保存の原則と所蔵者の意思、史料収集の方法、個人情報保護の保護、【防災と史料の救出】:防災とネットワーク、なぜ所在情報が必要か、災害時の対応、水損文書の救出焼損文書の救出。——これらの情報がイラストや写真を多用したカラーで、A4サイズ8ページの小冊子にまとまっています。群文協のHP (<http://www.archives.pref.gunma.jp/99gunbunkyo/gunbunkyo-menu.html>) で公開しており、簡単にダウンロード・印刷できますので、ぜひご利用ください。

群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会(群文協)
地域史料保存活用の手引き②
 一収蔵・施設保存・防災編一
 利用にあたって

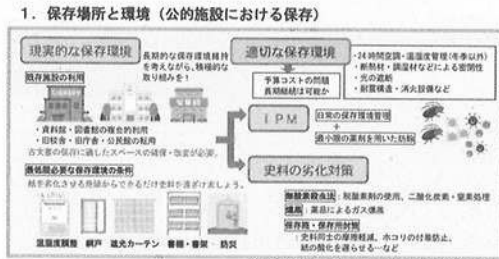
古文書など地域に伝わる史料(地域史料)は、個人宅や公民館等に残された史料も含め、その歴史を今に伝える大切な「地域のたからもの」です。地域に伝わった史料を知り、可能な限り地域で保存していくことが大切です。ところが、個人宅に所蔵された史料などは、緊急を要しないと見なされ、所在確認や調査が後回しにされるケースが多々あります。群馬県では1970年代～90年代に『群馬県史料』が刊行され、県内全域で史料所在調査が行われましたが、その際に調査されていた史料は、近年、被災や転居に伴って消失、散逸の恐れが高まっています。一方で、古文書などの史料の取扱いについての専門的な知識、技術、経験をもつ人材が不足している現状が問題になってきています。

地域史料は「モノ」や「モノ」を通じて同じもの一つとしてありません。その史料が失われると、そこに記された情報は永久に失われてしまいます。「古文書の文字が読めない」と史料を同じ「モノ」として扱わず、書籍の「種」として史料保存に取り組みてください。

本手引きは二刷版となっており、昨年度の手引き第一版(収蔵編・調査・自筆保存編)に引き継ぎ、今年度防災編・施設保存・防災編を決定しました。はじめに自治体の文化財担当となられた方を対象とし、古文書などの史料の扱いが不慣れな方、これから史料調査に取り組みようとしている方に、最初に行ってほしい史料保存・活用の手立てをまとめたものです。それぞれの自治体における地域史料の保存・活用の一助となることを期待いたします。



天正時代の自治体文書



(1) 史料の保存
 皆さんの自治体では地域住民からの史料の受け入れは行われています。所蔵者からの書留証法を受けた史料の保管期間ほどに確保されています。資料館や図書館で受け入れられている場合、文化財関係部署で受け入れられ保管している場合、もしくは保管場所の確保ができずに受け入れ自体を行っていない場合など、それぞれの現状に合わせて対応されていると思います。ここで共通して問題となるのは「保存期間」の不充足ではないでしょうか。一度受け入れた史料は、廃棄することはできません。受け入れを継続していれば、史料は増え続け、損失の危険性は高くなります。しかし、受け入れを行わなければ史料の散逸・損失の危険性は高くなります。

最後に、今年度の手引き③の作成についてご報告します。検討委員は23自治体26名と増えました。研修会も検討委員のいる自治体職員を対象に、内容を深めて実施し、参加者は24名です。手引きの内容は「目録作成・装備・公開編」で、「地域のたからもの」が散逸することなく活用され、地域の豊かさに貢献できるような実務用マニュアルを想定しています。3年間、多くの方々にご協力頂いた事業の最終年度にふさわしい手引き。そんな1冊を検討委員会で作り上げ、来春、県内外の自治体にお届けしたいと思っております。

----- 編 集 後 記 -----

◇会報紙39号をお届けします。本号では、今年3月に開催した史料保存活用研修会の概要や、5月に開催された総会の概要を掲載しました。また、新たに作成した『地域史料保存活用の手引き②』を紹介しました。この手引き②も含め、作成した全ての資料はHPにてダウンロードすることができます。ぜひ、ご利用下さい。

ねっと群文協 第39号 2017.9.29発行
 群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会
 〒371-0801 前橋市文京町3-27-26
 群馬県立文書館内
 ☎027-221-2346 FAX027-221-1628
 HP: <http://www.archives.pref.gunma.jp/>
 (群馬県立文書館ホームページ内)